

公有地の拡大の推進に関する法律第2章に係る事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号。以下「法」という。）

第2章に係る事務処理について、公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和47年政令第284号）及び公有地の拡大の推進に関する法律施行規則（昭和47年建設省、自治省令第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(土地取得計画の作成)

第2条 法第6条に規定する手続により買取りを希望する地方公共団体等（法第2条第2号の地方公共団体等をいう。以下同じ。）は、法第4条第1項第6号に係る届出の土地について、毎年度末において翌年度に係る土地取得計画（様式第1号）を作成し、3月31日までに市長に提出するものとする。

2 土地取得計画には、土地の所在地を明示した縮尺2,500分の1以上の図面を添付するものとする。

3 前2項の規定は、地方公共団体等が土地取得計画を新たに計画し、又は変更するときに準用する。

(届出書等の用紙の備付け)

第3条 市長は、規則に規定する土地有償譲渡届出書及び土地買取希望申出書（以下これらを「届出書等」という。）の用紙を常時備え付けておくものとする。

(届出書等の添付図面)

第4条 届出書等の正本及び写しには、次に掲げる図面をそれぞれ添付するものとする。

- (1) 土地の位置を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図
- (2) 土地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の図面
- (3) 土地の形状を明らかにした図面

(受理書の交付等)

第5条 市長は、届出書等を受理したときは、届出書等の提出者に受理書（様式第2号）を交付するものとする。この場合において、当該届出書等の写しに市の受理印を押印したものを交付することにより、受理書に代えることができるものとする。

(買取りの希望の照会)

第6条 市長は、届出書等を受理したときは、直ちに買取りの協議をすることが予想される地方公共団体等に対し、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出（申請）に係る土

地の買取りの希望に関する照会書（様式第3号）により当該土地の買取りの希望について照会するものとする。

2 市長は、提出された土地取得計画を勘案した場合、又は次の各号のいずれかに該当する場合等であって、地方公共団体等が届出等（法第6条第1項に規定する届出等をいう。以下同じ。）に係る土地の買取りを希望しないことが明らかであると認める場合は、前項の照会を行わないことができる。

- (1) 譲渡後も、その土地に存する建物等を利用し、継続して業務を行うことを前提とした譲渡
- (2) 譲渡担保及び代物弁済の予約
- (3) 現物出資
- (4) 親会社・子会社相互間の譲渡

3 市長は、前項の規定により照会を行わないときは、土地の買取りを希望する地方公共団体等がない旨を、直ちに土地買取団体不在通知書（様式第4号）により届出等をした者に通知するものとする。

（買取りの希望の回答）

第7条 土地の買取りを希望する地方公共団体等は、前条の規定による照会を受けたときは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出（申請）に係る土地の買取りの希望に関する回答書（様式第5号）により回答するものとする。

2 市長は、回答が期限までに到達しない場合は、買取りの希望がないものとみなす。

（買取りの協議を行う地方公共団体等の決定）

第8条 市長は、前条の規定により、当該土地の買取りを希望する地方公共団体等がある場合は、土地取得計画を勘案して法第6条第1項の買取りの協議を行う地方公共団体等を決定し、当該届出等を受理した日から起算して3週間以内において、土地買取協議決定書（様式第6号）を届出等をした者に、土地買取協議団体決定書（様式第7号）を当該地方公共団体等に通知するものとする。

2 市長は、前条の規定により、地方公共団体等が届出等に係る土地の買取りを希望しないことが明らかになった場合は、直ちにその旨を土地買取団体不在通知書により届出等をした者に対して通知するものとする。

（買取りの協議）

第9条 前条第1項の規定による通知を受けた地方公共団体等は、法第6条の規定により、

速やかに届出等をした者とその届出等に係る土地の買取りについて協議するものとする。

(買取り協議の結果の報告)

第10条 前条の地方公共団体等は、協議が成立したとき、又は成立しないことが明らかになったときは、土地買取り協議結果報告書(様式第8号)により市長に報告するものとする。

(台帳)

第11条 市長は、届出等の土地に係る土地有償譲渡届出(土地買取り希望申出)台帳(様式第9号)に協議の結果等の必要事項を記載し、保管するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年3月15日から施行する。